

2018 年 イニシアティブ規則

第 6 回 FEALAC (アジア中南米協力フォーラム) 奨学金  
東アジア諸国観光ガイド、学部生、大学院生

1. コロンビア政府の義務

- 1.1. 出身国首都からコロンビア政府が指定する研修実施都市までの往復航空券エコノミークラスを支給する。
- 1.2. 月手当 1,600,000 コロンビアペソ (コロンビア国内の宿舎、交通費、食費込み)。滞在日数に応じて日割り計算され、受入大学が管轄省庁に提出する授業の出欠記録に基づいて後払いされる。
- 1.3. スペイン語研修授業料を支払う
- 1.4. 国際医療保険を発行する。
- 1.5. 儀礼ビザを発給する。

2. 奨学金受給者の義務

- 2.1. コロンビア政府及び各国に駐在するコロンビア大使館によって行われる事前研修に参加する。
- 2.2. コロンビア政府の入国管理局の定める規定を順守する。
- 2.3. 在学する大学の教育規定を順守する。
- 2.4. 大学で外国語としてのスペイン語コースの授業を受講すること。
- 2.5. スペイン語コースの修了を認める最低限の成績である 70%以上を保つこと。
- 2.6. 全授業を 85%以上出席し、奨学金の支払いを受けるための必要事項である課題や試験を必ず受けること。
- 2.7. コロンビア政府及び大学が計画する ELE FEALAC 関連の歓迎会や終了式を含む活動に必ず参加すること。
- 2.8. このプログラムイニシアティブのコロンビア政府の担当者と大学間でのコミュニケーションを保つこと。
- 2.9. コース受講に際して親族等を同伴しない。
- 2.10. 滞在中で受給する奨学金以上掛かった諸費用に関しては個人が責任を負うこと。
- 2.11. コロンビアの在留カード (Cédula de extranjería) の料金である約 70 米ドルを支払うこと。
- 2.12. コロンビアの滞在期間はスペイン語のコース期間のみでコース終了次第、母国に帰国すること。これを越しての滞在に関しては、その理由を文面で提示し、コロンビア政府はそれ以降の責任を一切負わないことを約束する。
- 2.13. 奨学金受給者の滞在はコロンビア国内のみに限定する。早期の帰国を求める場合はこのプログラムから外れたとみなし、航空券の変更に伴う差額は奨学金受給者が負担する。

- 2.14. 奨学金受給者がこれらの規定を順守しなかった場合は、受取っている奨学金をコロンビア政府に返金すること。しかし、コロンビアの法令の適応によっては例外もある。

### 3. 奨学金の停止および廃止

以下のいずれかの事象が発生した場合、コロンビア政府は奨学金の給付を廃止し支援を取り下げる権利を留保する。

- 3.1. 本書、イニシアティブ規則の規定不履行
- 3.2. 応募者が提出した応募書類中に不正確な情報があったことが関連機関により証明された場合
- 3.3. 受入先大学の規定によって除外された場合
- 3.4. 重篤な疾患あるいは精神的不調
- 3.5. コロンビア国内法に違反する行為があった場合